

会議録

会議の名称	平成26年度第2回西東京市消防委員会
開催日時	平成26年12月4日（木曜日）午後4時から5時15分まで
開催場所	防災センター 5階 災害対策本部室
出席者	委員：蓮見委員長、櫻井職務代理委員、小野委員、村田委員、長谷川委員、野口委員、河村委員、本橋委員 事務局：小谷野危機管理室長、田喜知危機管理特命主幹、藤澤副主幹、安達
議題	1 平成26年度西東京市消防団歳末警戒に係る巡視について 2 平成27年西東京市消防団出初式について 3 その他
会議資料の名称	1 平成26年度西東京市消防団歳末特別警戒に係る巡視について 2 平成26年度西東京市消防団歳末特別警戒巡視時間表 3 平成27年西東京市消防団出初式について 4 平成27年西東京市消防団出初式 式次第
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○蓮見委員長： 消防委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。本日も慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。 傍聴者は現在のところおられません。 本日の配布資料について、事務局から確認をお願いします。</p> <p>○事務局： (配布資料の確認)</p> <p>○蓮見委員長： それではさっそく議題に入りたいと思います。</p> <p>議題1 平成26年度西東京市消防団歳末警戒に係る巡視について</p> <p>○事務局 (資料1、2に沿って説明)</p> <p>○蓮見委員長： はい、それでは歳末特別警戒の日程は12月29日・30日の2日間実施となりますので、例年通り委員で分担してどちらかに出席ということによろしいでしょうか。（各委員了承）よろしくお願ひいたします。 巡視コースは毎年ずらしているということです。今年は資料の通りの順路となりますのでよろしくお願ひいたします。皆さんからご質問はありますか。</p>	

○委員：
各委員防寒対策に十分ご留意いただきご出席をお願いいたします。

○蓮見委員長：
服装は作業着と防寒着、帽子とします。各自確認いただき不足しているものがあれば、事務局までご連絡ください。
それでは次に議題2に移らせていただきます。

議題2 平成27年西東京市消防団出初式について

○事務局：
(資料3、資料4に沿って説明)

○蓮見委員長：
会場が向台運動場から都立東伏見公園（旧千駄山広場）で実施することとなりました。会場が変わったことで出初式の式次第等で変更はありますか。

○事務局：
進行上の変更は特にございませぬ。
東伏見公園については、都関係部署と協議の結果、使用許可が正式におりる予定です。公園は防災拠点としての位置づけもあることから、今後訓練等でも使用していきたいと考えております。

○蓮見委員長：
改修された東伏見公園が使えることは、非常にいいことだと思います。今回の使い方で使用できなくならないようにしていかなければいけないと思います。

○委員：
資料の中にはないのですが、東京消防庁 消防総監特別優良表彰の受章が、本日決定いたしましたので、式典の中で表彰することとなります。

○事務局：
式典の表彰の中で、一番初めに表彰していただこうと考えております。

○蓮見委員長：
色々な協議を経て公園を使用できることになったこともあるので、近隣の方にPRをし、多くの住民に参加してもらいたいと思う。またそれが今後の使用許可にもつながると思うので、PRを十分にしてもらいたいと思います。

○事務局：
近隣住民は出初式実施のお知らせチラシを配布する等、PRに努めていきたいと思っております。

○蓮見委員長：
そのようなことで、出初式もよろしくをお願いいたします。
それでは次に議題の3に移りたいと思います。

議題3 その他

○事務局：

説明させていただきます。

日本消防協会に対して、西東京市消防団では、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の充実強化を図ることを目的に、消防団防災学習・災害活動車両の交付の申請をしたところ、10月17日（金曜日）に車両が交付されましたのでご報告いたします。

○事務局：

続きまして、2点目といたしまして平成26年度消防団の装備品購入状況についてご説明いたします。

平成25年12月に公布されました「消防団を中核にした地域防災力の充実強化に関する法律」の規定により改正されました消防団の装備の基準を踏まえ、平成25年度から防火衣の更新をはじめ、消防団の安全装備の充実に取り組み計画的に進めていく考えております。

昨年度は照明器具、簡易救助資機材を導入いたしました。今年度、市町村消防団資機材整備費補助金交付要綱が新たに策定され、また市町村防災関連通信整備費補助金交付要綱の一部が改正され、交付対象範囲が拡大されました。そこで、課題となっている資機材については、補助事業を活用し、先行して整備・充実を図りたいと考えております。

以上を踏まえ、今年度は携帯用破壊工具購入。（12個）予算は備品購入費2百万円、東京都の補助金は10分の10となります。

また防災関連通信機器といたしまして、携帯用無線機50台（デジタル式のトランシーバー）、予算は備品購入費3百万円、東京都の補助金は2分の1となります。トランシーバーについては、現在防災行政無線地域防災系を運用しておりますが、広域の同時通信機能は優れていますが、火災等で出場する現場では、中高層建物の関係などから圏外になることもあり、活動に支障をきたすこともあります。これらの課題を解決するため、さらに指揮命令システムの万全な体制を整えるために整備するものであります。

○蓮見委員長：

2点の事務局の説明に質問のある方はいらっしゃいますか。

携帯用の破壊工具とはどのようなものでしょうか。

○事務局：

先端にマイナスドライバーのようなものをつけ、人力でコンクリートを叩き割るようなもので、電動ではなく手動で使用するものなので、停電時も簡易なものには使用できるというものです。

○委員：

法律が変わり消防団が破壊工具等を使い震災の時に活動していくために、市が配備しろということになったのでしょうか。

○事務局：

平成25年12月に公布されました「消防団を中核にした地域防災力の充実強化に関する法律」がありまして、阪神淡路大震災などの過去に経験した大災害を教訓に、地域防災力の充実が課題となっており、東京都だけでなく全国の消防団の装備の充実・強化を図っていくことになり、東京都も法律に基づき補助要綱を制定しております。

その充実・強化を図るための装備の基準の中に、携帯用破壊工具も含まれているというこ

とになります。

○委員：

東日本大震災では、消防団が活躍し多くの方が亡くなられたが、消防団員の待遇があまり良くなく問題になっていた。装備等の充実・強化も必要と思うが、団員の待遇も改善していかなければいけないと思う。

○事務局：

法律の中には、消防団員の確保や処遇のことについても明記されており、具体的には報酬のアップなどの処遇改善を図るようという条項もございます。

○蓮見委員長：

普段から配備されたものを、消防団が積極的に使用していくのか、大震災などの不測の事態に使用するのかなどのスタンスは決めていく必要があると思う。

○委員：

大震災時は、消防署職員だけでは人命救助にあたることは困難なので、消防団の方々にも活動してもらうことが必要となるので法律化されたと思う。

○委員：

そういう意味があるのであれば、なおさら消防団の待遇について考える必要があると思う。

○事務局：

処遇については今後の課題としたいと思います。今後消防委員会でも処遇について議論していただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○蓮見委員長：

その他いかがでしょうか。ないようですので本日の消防委員会はこれをもって終了とさせていただきます。ご苦勞様でした。

(閉会)

以上